

県南広域振興局長告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成25年12月6日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1（1）路線名 江刺室根線
- （2）供用開始の区間 一関市大東町沖田字奈良崎5番3地先から字前田野大住国有林260林班ち小班地先まで
- （3）供用開始の期日 平成25年12月6日
- （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - イ 期間 平成25年12月6日から平成26年1月6日まで
- 2（1）路線名 平泉停車場中尊寺線
- （2）供用開始の区間
 - ア 西磐井郡平泉町平泉字鈴沢122番1地先から花立212番5地先まで
 - イ 西磐井郡平泉町平泉字花立121番3地先から110番3地先まで
 - ウ 西磐井郡平泉町平泉字衣関326番1地先内
- （3）供用開始の期日 平成25年12月6日
- （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - イ 期間 平成25年12月6日から平成26年1月6日まで